

民医連厚生事業協

# 共済だより

2020年  
8月  
第148号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター6F  
TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652  
E-メール:k-tayori@min-iren.gr.jp  
(共済だより用)  
kyousai@min-iren.gr.jp  
(厚生事業協宛)  
ホームページ:http://www.min-jigyo.or.jp/



いわさきちひろ「あかちゃん(絶筆)」1974年  
(14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしています)

## 主な記事

- 2020年度通常総代会開催される
- 伝えていきたい私の民医連<sup>(12)</sup> 岡山・浪尾 淑子(下)
- アピール 平和を守ろう コロナ禍における異常な横田基地
- いま、なぜ憲法改悪なのか パートII<sup>(79)</sup> 若手弁護士の会
- 縮図からみる世界<sup>(28)</sup> 相変わらず卑劣な人たちだ/斎藤 貴男
- 私の趣味・フィールド紹介<sup>(128)</sup> ダム巡りを通じて学んだ防災/長野・寺沢 江理

2020年度  
スポーツ文化企画  
のお知らせ

<http://www.min-jigyo.or.jp/>



ログイン 2020  
パスワード 1192  
(半角数字)



携帯電話でご応募の方は  
こちらからどうぞ  
応募先のメールアドレスが  
読みとれます

## 1. 自民党特設サイト 「教えて！もやウイン」

6月下旬、自民党が「憲法改正についてわかりやすくまとめた特設サイト」※1と広報してインターネット上に掲載した「教えて！もやウイン 憲法改正つてなあに？」という漫画をご存知でしょうか。そのひどい内容で、早くも批判を浴びています。

## 2. 進化論の（意図的な？）誤用

〈第1話 進化論〉では、もやウインというキャラクターが、こんな話をします。

「ダーウインの進化論では、こういわれておる」

「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。」

「唯一生き残ることが出来るのは、変化できる者である。」

「これからの日本をより発展させるために、いま憲法改正が必要と考える」

信じがたいことに、「生物の進化」についてのダーウインの進化論を持ち出して、「日本社会の発展」に無理やり当てはめ、憲法改正の必要性を訴えようとしているのです。

ダーウインの進化論を「適者生存」と読み替えて人間社会に当てはめる誤用は後を絶たず、優生思想にまで発展させた例も挙げればきりがありません（ナチスドイツのホロコースト、日本の優生保護法下での不妊手術など）。

自民党の漫画は、「何か変化しないと日本は生き残れないから憲法改正が必要だ」という飛躍に飛躍を重ねた反知性的な言説で読者の不安をおおるといって、公党のすることは

## シリーズ

# いま、なぜ憲法改悪なのか パートII

## ⑨ 自民党の改憲はダーウインの進化論が根拠!? ～自民党の危険な解説マンガ～



「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表  
公式ブログ <http://www.asuno-jiyuu.com/>

黒澤いつき



思えない恥ずべきものです。

この漫画に対し、日本人間行動進化学会※2は声明を発表し、「進化論は変化できる者のみが生存できる」と主張していません。進化は『集団中の遺伝子頻度の変化』のことであり、個体の変容に関する言及ではありません。さらに、すでに述べたように、生物の進化のありようから、人間の行動や社会がいかにあるべきかを主張することは、論理的な誤りです」と述べ、抗議しました。

自民党の二階幹事長は、これらの批判を意に介さず「ダーウインも喜んでいと思う」と述べました。非科学的で不誠実です。

## 3. 十七条憲法が源泉!

さらに、〈第2話 憲法とは〉においては、日本の憲法の歴史を、こう語っています。

「実は大昔にも憲法と似たようなものがあつた」

「それは、日本で最初にできたともいわれる十七条の憲法」

「これによって官僚や貴族の規範ができて秩序が生まれたとされる」

「誰がつくったかというところ、聖徳太子！」

自民党は、十七条憲法を日本国憲法と同質の、原型のようなものとしてとらえているのです。

憲法に関心のない人にとってはありますが、誤解かもしれません。自民党は憲法改正を数十年間訴えてきた巨大与党です。改憲に執念を燃やす与党自身が、中学生の公民の授業にもついていけない程度の乏しい理解しかないことは、どう考えても無責任で許されず、恐ろしいことです。



明日の自由を守る若手弁護士の会「憲法かるた」  
詳細は上記ブログまで

※1 自民党：憲法改正についてわかりやすくまとめた特設サイト  
<https://www.jimin.jp/kenpou/>



※2 日本人間行動進化学会  
<https://www.hbesj.org/>

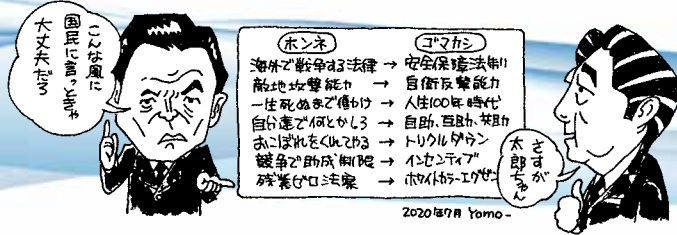


近代以降の「憲法」とは、国民が自らの自由・人権を守るために、国家権力を縛るものです。権力はすべからず、憲法に従い、憲法にのっとった政治を執る義務を負います（日本国憲法99条）。対して、聖徳太子の十七条憲法は貴族や官僚の心がけを書いたものであり、「憲法」という名前だからといって源泉だ！と飛びつくのは、あまりにも無理解すぎます。

権力がここまで知性を欠いたまま、人権や民主主義が維持できるとは思えません。自民党は誠実に批判を受け止め、憲法の基本から学ぶべきです。

# 縮図からみる世界【28】

齋藤 貴男



## 相変わらず卑劣な人たちが

米国ミネアポリスの白人警官による黒人男性殺人事件を機に世界中で燃え広がった「ブラック・ライブス・マター（BLM）」運動の影響が、思わぬ方向に波及している。IT用語の置き換えが進行中なのだ。

とりわけ興味深いのは、「Master（主人）」と「Slave（奴隷）」。前者はあるシステムにおいて制御する側の機器を言い、後者は制御される側の機器を指す。差別を肯定したかのような表記を放置しておけないと、関係業界の「Leader（指導者）/Follower（従者）」とか、「Primary（一次製品）/Replica（複製品）」などへの変更が相次いだ。「Main（根幹）/Sub（補助）」というのもある。BLMで突然に、ではなく、21世紀初頭以来の社会的要請が、ここへきて一気に実を結んだらしい。

ITの領域では英語が公用語だから、日本でもそのまま使われることが多い。変更は大歓迎だが、ITの機器も、それによって動かされる世界も、まさしく制御する者とされる者の両者で成立している。その本質を偽らない新用語であってほしい。「Ruler（支配者）/Creature（隷属者）」なんて、いかがだろうか。

言葉というのは難しい。ここ20年ほどの間に、いくつもの単語の意味が、少しずつ変えられて

きていると、私は幾度も書いてきた。「夢」が「カネ」の別名にされたり、「平和」が政府部内における「戦時体制」の隠語にされてみたり。集団的自衛権の行使を容認したいわゆる安保法制の官製用語が、「平和安全法制」である状況を想起させたい。

今回のIT用語の問題は、それらとはベクトルを異にする。時代の変化に対応し、言葉から不必要な差別や偏見を排除するための変更だから、プログラムの置き換えなど、相当なコストアップを承知の上で、業界もその気になった。用語の変更には、しかし、こんなケースもあるのをご存知だろうか。地上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」を断念する代わりに安倍政権が打ち出した「敵基地攻撃能力」の保有計画は評判が悪いため、自民党の検討チームの会合で、「ならば、自衛反撃能力」と表現を和らげたらしい」という提案が出たという（『朝日新聞』7月11日付朝刊）。

自民党は過去にも政府に敵基地攻撃能力の保有について検討を求めた経緯がある。当時の防衛相経験者らは、仲間内の保守系雑誌で対談しては、「専守防衛から先制攻撃へ」（『WILL』2017年8月号）などど気炎を吐いていたのに。相変わらず卑劣な人たちが。

### 齋藤 貴男（さいとう たかお）

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。英国バーミンガム大学大学院修了。主な著書に『機会不平等』『国民のしつけ方』『戦争経済大国』『平成とは何だったのか』『驕る権力、煽るメディア』『決定版 消費税のカラクリ』など。





## 職員のみなさんへ

民医連厚生事業協ではみなさんの法人と契約し、以下のような制度があります。詳しくは事業所の担当者までお問い合わせください。

### 死亡見舞金

指定職員が死亡したとき **2,500,000**円

### 退職後死亡見舞金

指定職員が疾病または傷害により継続して3カ月以上休業し、労務に服することなく退職し、その後再就職せずに退職後1年以内に退職時の疾病または傷害を原因として死亡したとき **1,250,000**円

### 特別障害見舞金

指定職員が業務上の疾病もしくは傷害、または入職後3年を経過した後に生じた疾病もしくは傷害により退職したとき

労働基準法施行規則 1級2級 **2,500,000**円、3級 **1,500,000**円  
公的年金制度の障害 1級2級 **100,000**円

### 配偶者死亡見舞金

指定職員の配偶者が死亡したとき **300,000**円

### 子死亡見舞金

指定職員の子が死亡したとき **200,000**円

### 親死亡見舞金

指定職員の親が死亡したとき **20,000**円 ただし実父母、戸籍上の養父母に限る

### 病氣見舞金

指定職員が疾病または傷害により継続して3カ月以上休業したとき

**30,000**円

### 災害見舞金

指定職員が居住する住宅の全部または一部が、火災、爆発、破裂、航空機の墜落、車両の飛込みもしくは落雷により消失もしくは損壊したとき、または、自然災害により損壊、流出もしくは浸水したとき

**20,000**円～**300,000**円

## 「伝えていきたい 私の民医連Ⅱ」 注文についてのご案内

共済だよりに連載中の「伝えていきたい 私の民医連Ⅱ」を発刊しました。以下の方法で注文して下さい。

掲載は、2014年3月号（第51回）から、2019年3月号（第105回）に連載されたものになります。

1冊 頒価300円

これに別途下記の送料等がかかります。

（1冊 300円、2冊 350円、3冊以上は冊数により所定の梱包料・送料がかかります）

※注文用紙（厚生事業協のホームページを参照）にご記入の上、注文、もしくはハガキ、メール、FAXで部数、お名前、送付先、連絡先を明記の上、厚生事業協まで注文して下さい。料金は書籍に同封される振込取扱票でお支払い下さい。

